

福岡県公報

平成二十一年十月十九日
第三千二十八号
増刊 ①

目次

条 例 (第四十七号・第五十九号)

福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例 (人事課) ……三
育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……三
福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例 (人事課) ……三

福岡県高校生修学支援基金条例 (人事課) ……九
福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (私学振興課) ……一〇
福岡県医療施設耐震化臨時特例基金条例 (医療指導課) ……一一

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) ……一一
福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例 (環境保全課) ……一二
福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課) ……一二

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁義務教育課) ……一三
福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……一四

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活環境課) ……一六
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部生活経済課) ……一七

福岡県暴力団排除条例 (警察本部組織犯罪対策課) ……一九

公布された条例のあらまし

福岡県職員等の退職手当に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 退職手当制度の一層の適正化を図るため、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けることとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例 (総務部人事課)

1 社会経済情勢にかんがみ、平成二十一年十二月の福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当について、特例措置を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県高校生修学支援基金条例 (総務部私学学事振興局私学振興課)

1 経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に資するため、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県高校生修学支援基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失うこととした。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部医療指導課)

1 あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県医療施設耐震化臨時特例基金条例 (保健医療介護部医療指導課)

1 災害拠点病院等の開設者が実施する耐震化整備を支援するため、福岡県医療施設耐震化臨時特例基金を設置することとした。

7 災害拠点病院等の開設者が実施する耐震化整備を支援するため、福岡県医療施設耐震化臨時特例基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。
福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 福岡県子育て応援基金に基づく事業として、新たに地域の子育て力をはぐむ取組等すべての子ども・家庭への支援を実施するとともに、福岡県子育て応援基金条例の有効期限を延長することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行する。
福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例

(環境部環境保全課)

1 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の制定により、汚染土壌の処理を業として行うおとする者は知事の許可を受けなければならないとされたことに伴い、当該許可の申請に際して手数料を徴収することとし、その額その他所要の事項を定めることとした。

2 一 この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する政令で定める日から施行することとした。
二 関係条例の一部を改正することとした。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 筑後広域公園における研修施設及び宿泊施設の供用開始に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十一年十一月一日から施行することとした。
福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁義務教育課)

1 県立特別支援学校の整備に関する計画の実施に基づき、新たに福岡県立特別支援学校を設置するとともに、県立高等学校再編整備に関する第二次実施計画の実施に基づき、県立高等学校を廃止するほか、特別支援学校制度を踏まえ、県立特別支援学校の名称を改めるなど、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例中第一条の規定は平成二十一年十一月一日から、第二条の規定は平成二十二年四月一日から施行することとした。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 極めて憂慮すべき状況にある本県の暴力団情勢に的確に対応するため、警察本部に暴力団対策部を新設するとともに、分掌事務の明確化を図ることとした。また、市町村合併や治安情勢の変化など、社会情勢の変化に的確に対応するため、関係警察署を再編し、第一線の警察署の機能強化を図ること等に伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、第一条中第二条、第三条及び別表福岡県前原警察署の項の改正規定は平成二十二年一月一日から、第一条中別表福岡県八女警察署の項及び福岡県黒木警察署の項の改正規定は平成二十二年二月一日から施行することとした。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部生活環境課)

1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の制定により、認知機能検査等に関する事務が新設されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十一年十二月四日から施行することとした。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部生活経済課)

1 近年の多様化した暴力的不良行為等に的確に対応するため、当該行為等を規制するとともに、暴力的不良行為等の規制の強化を図るため、罰則の規定を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県暴力団排除条例

(警察本部組織犯罪対策課)

1 暴力団が県民等に多大な脅威を与えている本県の現状にかんがみ、県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除に

関し、基本理念を定め、県及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、本県からの暴力団の排除を推進することとした。

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

条例

福岡県職員の退職手当に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十七号

福岡県職員の退職手当に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の

退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「退職した場合には」を「退職した場合には、」に、「死亡した場合にはその遺族」を「死亡による退職の場合には、その遺族」に、「第二条の三」を「第二条の四」に、「(第三号から第五号までに該当するときは、第九条の退職手当を含む。)」を「(以下「一般の退職手当」という。)並びに第九条の規定による退職手当」に改め、同項第一号及び第二号を削り、第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、第三号を第一号に、第四号を第二号に、第五号を第三号とし、同条第三項を削り、同条第四項中「職員が退職した場合」の下に「(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)」を加え、第四項を第三項とする。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第三条第二項中「退職したものの」の下に「(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の」を「前項の」に改める。

第五条の二第二項中「第二条第四項、第十条の三第四項又は第十三条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第十条第五項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第

八条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第七条の四第四項第一号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
第七条の四第四項第二号の次に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零
第七条の五第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第九条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）を「一般の退職手当等」に改める。

第十条第三項中「第二条第二項第一号又は第二号に」を「第十二条第一項各号のいずれかに」に改める。

第十条の二第二項第一号中「第十三条」を「第十九条」に改める。
第十一条を次のように改める。

（定義）

第十一条 本条から第十八条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこ

ととしている退職を除く。以下第十八条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第十八条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第十八条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。

第十一条の二を削る。
第十二条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行うものとする。ただし、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して必要と認めるときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県公報に掲載することを

つて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十二条の二及び第十二条の三を削り、第十四条を第二十条とし、第十三条を第九条とし、第十二条の次に次の六条を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまた当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払つことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下

同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまた当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第九条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第九条の規定による退職手当の額を支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払う権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手

当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。
(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後

において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第九条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第九条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行うおとすときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 福岡県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第十六条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。）以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、

当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 福岡県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、

失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する福岡県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該

刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 福岡県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。
(人事委員会への諮問)

第十八条 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）について調査審

議を行う。

2 退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知つての事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当管理機関が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の教育委員会である者に対する退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議について、同市の退職手当に関する条例に別段の定めがあるときは、前五項の規定にかかわらず、同市の条例で定める機関が当該条例の定めるところにより行うものとする。

附則第四項中、「第十二条の二第四項」を、「第十三条第四項」に改める。

附則第二十五項及び第二十六項第一号中、「第二条の三」を、「第二条の四」に改める。

（福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例（昭和五十五年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 第一項に規定する遺族の範囲及び遺族が退職手当を受ける順位については、一般職の退職手当条例第二条の二の規定を準用する。

第七条の二中、「第十二条の二の規定」を、「第十三条から第十八条までの規定（前条に規定する事項を除く。）」に、「任命権者」を「当該退職に係る退職手当管理機関

」、「当該退職手当管理機関」及び「退職手当管理機関」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中、「第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を、「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第二十五項、第二十六項、第三十項及び第三十二項中、「第二条の三」を、「第二条の四」に改める。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中、「第二条の三」を、「第二条の四」に改める。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中、「平成二十二年四月一日」を、「平成二十二年一月一日」に改める。

福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十八号

福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例
(期末手当の額の特例)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。)(第一条、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。)(第二条及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。)(第二条に規定する職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福岡県条例第一号。以下「外国派遣条例」という。)(第一条第一項及び公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十号。以下「公益的法人派遣条例」という。)(第二条第一項の規定により派遣された職員、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)(第三条及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。)(第二条第一項の規定により採用された職員並びに福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号。以下「特別職給与条例」という。)(第四条第一項に規定する常勤職員の平成二十一年十二月に支給される期末手当の額については、県職員給与条例第二十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(、第二十三条第一項から第三項まで、第五項及び第七項、警察職員給与条例第二十条第二項(同条第三項から第三項まで、第五項及び第七項、学校職員給与条例第二十条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(、第二十二條第一項から第三項まで、第五項及び第七項、学校職員給与条例第二十条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(、第二十二條第一項から第三項まで、第五項及び第七項、外国派遣条例第四条第一項、公益的法人派遣条例第四条、任期付研究員条例第六条第二項、任期付職員条例第五条第二項並びに特別職給与条例第四条第四項の規定にかかわらず、別に条例で定める。

(勤勉手当の額の特例)

第二条 県職員給与条例第二条、警察職員給与条例第二条及び学校職員給与条例第二条に規定する職員の平成二十一年十二月に支給される勤勉手当の額については、県職員給与条例第二十二條第二項及び第二十三條第一項、警察職員給与条例第二十一條第二

項及び第二十二條第一項並びに学校職員給与条例第二十一條第二項及び第二十二條第一項の規定にかかわらず、別に条例で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県高校生修学支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十九号

福岡県高校生修学支援基金条例

(設置)

第一条 経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一條第一項の規定に基づき、福岡県高校生修学支援基金(以下「基金」という。)(を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (この条例の失効等)

- 2 この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

- 3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表一〇二の項中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に、「歯科技工士試験合格証明書交付申請手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付申請手数料」に改め、同表一〇三の項中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に、「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十一号

福岡県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第一条 災害拠点病院等の開設者が実施する耐震化整備を支援するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十二号

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

福岡県子育て応援基金条例(平成二十一年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「整備等を実施するとともに、」を「整備等の実施及び」に、「保育需要に対応する」を「保育需要への対応並びに地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援」に改める。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十三号

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づく土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）関係の手数料の徴収については、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 手数料を徴収する事務並びに手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の不還付)

第三条 既に納付された手数料は、還付しない。

(補則)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）

（附則第一条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

（福岡県領収証紙条例の一部改正）

2 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十一号の三の次に次の一号を加える。

一一の四 福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年福岡県条例第五十三号）第二条の手数料

別表（第二条関係）

事務	名称	金額	徴収時期
土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第一条第一項の規定により申請を行うことができる同法による改正後の法第二十一条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	二四〇、〇〇〇円	申請のとき

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十四号

福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の九を次のように改める。

九 研修室

単位	都市公園・施設名	金額
一時間	名島運動公園	三五〇円
	春日公園	
	筑豊緑地	
	筑後広域公園（管理宿泊棟を除く。）	
	筑後広域公園（管理宿泊棟）	二、〇〇〇円

備考 筑後広域公園管理宿泊棟の研修室は、二分の一の面積で使用できるものとし、この場合の額は、一、〇〇〇円とする。

別表第二に次のように加える。

十二 宿泊施設
イ 一般利用の場合

区分	単位・金額	
	一人利用	二人以上利用
Sタイプ	八、四〇〇円	七、三五〇円
Aタイプ	六、三〇〇円	五、二五〇円
Bタイプ	五、二五〇円	四、二〇〇円
Cタイプ	四、二〇〇円	

ロ 合宿利用の場合

一人	単位	金額
		一、六〇〇円

備考

- 一 この表において「Sタイプ」、「Aタイプ」、「Bタイプ」又は「Cタイプ」とは、それぞれ十四畳以上の部屋、十畳部屋、八畳部屋又は六畳部屋のことをいう。
 - 二 この表において「合宿利用」とは、八名以上が同時に備考一に規定する部屋以外の部屋を利用して宿泊する形態のことをいう。
 - 三 この表中の金額は、いずれも一泊、一人当たりの料金とする。
 - 四 表中の料金には、食事料は含まない。
 - 五 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。
- 附則
- この条例は、平成二十一年十一月一日日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十五号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十一条第二項の表に次のように加える。

22	福岡県立古賀特別支援学校	古賀市
----	--------------	-----

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第二百二十条の二第二項の表中八十二の項及び八十三の項を削り、八十四の項を八十二の項とし、八十五の項から九十六の項までを二項ずつ繰り上げる。

第二百二十一条第二項の表を次のように改める。

番号	名 称	位 置
1	福岡県立築城特別支援学校	築上郡築上町
2	福岡県立小倉聴覚特別支援学校	北九州市小倉北区
3	福岡県立北九州視覚特別支援学校	北九州市八幡東区
4	福岡県立特別支援学校「北九州高等学園」	中間市
5	福岡県立古賀特別支援学校	古賀市
6	福岡県立福岡養護学校	糟屋郡新宮町
7	福岡県立福岡聴覚特別支援学校	福岡市早良区
8	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	福岡市早良区
9	福岡県立福岡視覚特別支援学校	筑紫野市
10	福岡県立福岡高等視覚特別支援学校	筑紫野市
11	福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」	筑紫野市
12	福岡県立小郡特別支援学校	小郡市
13	福岡県立久留米聴覚特別支援学校	久留米市
14	福岡県立田主丸特別支援学校	久留米市
15	福岡県立柳河特別支援学校	柳川市

20	福岡県立直方養護学校	直方市
19	福岡県立直方養護学校	直方市
18	福岡県立嘉穂特別支援学校	嘉麻市
17	福岡県立川崎特別支援学校	田川郡川崎町
16	福岡県立筑後特別支援学校	筑後市

附則

この条例中第一条の規定は平成二十一年十一月一日から、第二条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十六号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「刑事部」を「刑事部」に改める。

「暴力団対策部」

第二条中

「刑事部」

- 一 刑事警察に関すること。
- 二 犯罪鑑識に関すること。
- 三 科学捜査の研究に関すること。
- 四 犯罪統計に関すること。
- 五 暴力団対策に関すること。
- 六 薬物対策及び銃器対策に関すること。
- 七 組織犯罪対策に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 国際捜査共助に関すること。

を

「刑事部」

- 一 刑事警察に関すること（暴力団対策部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 犯罪鑑識に関すること。
- 三 科学捜査の研究に関すること。
- 四 犯罪統計に関すること。

に改め

- 一 暴力団対策に関すること。
- 二 薬物対策及び銃器対策に関すること。
- 三 組織犯罪対策に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。
- 四 国際的な犯罪捜査に関すること。
- 五 国際捜査共助に関すること。

別表福岡県前原警察署の項を次のように改める。

福岡県糸島警察署	糸島市	糸島市
----------	-----	-----

別表福岡県八女警察署の項中「八女郡（福岡県黒木警察署の管轄区域を除く。）」を「八女郡」に改め、同表福岡県黒木警察署の項を次のように改める。

福岡県黒木警察署	八女市	八女市のうち、黒木町令、黒木町大淵、黒木町鹿子生、黒木町笠原、黒木町北大淵、黒木町北木屋、黒木町黒木、黒木町桑原、黒木町木屋、黒木町田代、黒木町田本、黒木町土窪、黒木町本分、黒木町湯辺田、上陽町上横山、上陽町北川内、上陽町久木原、上陽町下横山、星野村、矢部村北矢部及び矢部村矢部
----------	-----	---

第二条 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

名称	位置	管轄区域
福岡県中央警察署	福岡市中央区	福岡市中央区（福岡県博多臨港警察署の管轄区域を除く。）

福岡県博多臨港警察署	福岡市博多区	福岡市博多区(福岡県博多臨港警察署及び福岡県福岡空港警察署の管轄区域を除く。)
福岡県東警察署	福岡市東区	福岡市東区(福岡県博多臨港警察署の管轄区域を除く。)
福岡県南警察署	福岡市南区	福岡市南区
福岡県早良警察署	福岡市早良区	福岡市のうち、城南区及び早良区
福岡県西警察署	福岡市西区	福岡市西区
福岡県粕屋警察署	糟屋郡粕屋町	古賀市 糟屋郡
福岡県筑紫野警察署	筑紫野市	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡
福岡県糸島警察署	糸島市	糸島市
福岡県宗像警察署	宗像市	宗像市 福津市
福岡県朝倉警察署	朝倉市	朝倉市 朝倉郡
福岡県博多臨港警察署	福岡市博多区	陸上 福岡市東区のうち、箱崎ふ頭一丁目(福岡高速一号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路以南、市道箱崎ふ頭七二七号線以南及び市道香椎箱崎浜線以南の区域を除く。) 及び四丁目から六丁目まで並びに東浜一丁目(福岡高速一号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路以南及び同高架下の福岡北九州高速道路公社の管理地以南の区域を除く。) 及び二丁目(福岡高速一号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路を除く。) 福岡市博多区のうち、千代六丁目(福岡高速一号線高架下の福岡北九州高速道路公社の管理地以南の区域を除く。)、沖浜町、石城町(一番、三番から七番まで、二〇番及び二一番を除く。) 及び築港本町(一番及び三番から五番までを除く。) 福岡市中央区のうち、荒津一丁目及び二丁目(二番及び三番に限る。)、長浜三丁目、那の津一丁目(二番から三番までを除く。) 及び二丁目から五丁目まで並びに港一丁目(二番から五番まで及び八番から一〇番までを除く。)、二丁

福岡県折尾警察署	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区のうち、浅川二丁目及び二丁目、浅川学園台一丁目から四丁目まで、浅川台一丁目から三丁目まで、浅川日の峯一丁目から四丁目まで、大浦一丁目から三丁目まで、御開一丁目から五丁目まで、折尾一丁目から五丁目まで、楠木一丁目及び二丁目、光明一丁目及び二丁目、さつき台一丁目及び二丁目、松寿山一丁目から三丁目まで、陣原一丁目から五丁目まで、瀬板一丁目及び二丁目、大膳一丁目及び二丁目、千代ヶ崎一丁目から三丁目まで、東筑一丁目及び二丁目、友田一丁目から三丁目まで、中須一丁目及び二丁目、則松一丁目から七丁目まで、日吉台一丁目から三丁目まで、藤原一丁目から四丁目まで、本城一丁目から五丁目まで、本城学研台一丁目及び二丁目、本城東一丁目から六丁目まで、三ツ頭一丁目及び二丁目、光貞台一丁目から三丁目まで、浅川町、医生ヶ丘、北鷹見町、貴船台、自由ヶ丘、星和町、洞北町、長崎町、西折尾町、東折尾町、堀川町、丸尾町、南鷹見町、美吉野町、夕原町、力丸町、
福岡県小倉北警察署	北九州市小倉北区	北九州市小倉北区
福岡県小倉南警察署	北九州市小倉南区	北九州市小倉南区 京都郡苅田町のうち、空港南町(県道新北九州空港線を除く。)
福岡県八幡東警察署	北九州市八幡東区	北九州市八幡東区
福岡県八幡西警察署	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区(福岡県折尾警察署の管轄区域を除く。)
福岡県福岡空港警察署	福岡市博多区	福岡市博多区のうち、福岡空港の区域
福岡県折尾警察署	北九州市八幡西区	目(二番、三番及び博多漁港の岸壁に限る。) 及び三丁目(二番、三番及び博多漁港の岸壁に限る。) 海上 港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)別表第一に規定する博多港の区域

福岡県柳川警察署	柳川市	柳川市 みやま市
福岡県八女警察署	八女市	八女市 八女郡
福岡県筑後警察署	筑後市	筑後市 大川市 三潴郡
福岡県うきは警察署	うきは市	うきは市 町八幡及び田主丸町吉本
福岡県小郡警察署	小郡市	小郡市 三井郡
福岡県久留米警察署	久留米市	久留米市(福岡県うきは警察署の管轄区域を除く。)
福岡県田川警察署	田川市	田川市 田川郡
福岡県直方警察署	直方市	直方市 宮若市 鞍手郡
福岡県嘉麻警察署	嘉麻市	嘉麻市
福岡県飯塚警察署	飯塚市	飯塚市 嘉穂郡
福岡県豊前警察署	豊前市	豊前市 築上郡
福岡県行橋警察署	行橋市	行橋市 京都郡(福岡県小倉南警察署の管轄区域を除く。)
福岡県門司警察署	北九州市門司区	北九州市門司区
福岡県戸畑警察署	北九州市戸畑区	北九州市戸畑区
福岡県若松警察署	北九州市若松区	北九州市若松区 中間市 遠賀郡

大字浅川、大字永犬丸(市道永犬丸森下一号線、金山川及び大字則松との境界線で囲まれた区域に限る。)、大字小敷、大字陣原、大字則松(市道永犬丸森下一号線以南の区域を除く。)

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二条、第三条及び別表福岡県前原警察署の項の改正規定 平成二十二年一月一日

二 第一条中別表福岡県八女警察署の項及び福岡県黒木警察署の項の改正規定 平成二十二年二月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十二年四月一日
(福岡県警察署協議会条例の一部改正)

2 福岡県警察署協議会条例(平成十三年福岡県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

(委員の定数等の特例)

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における委員の定数については、第三条第一項の規定にかかわらず、福岡県直方警察署及び福岡県田川警察署にあつては十七人以内において、福岡県久留米警察署にあつては二十四人以内において、それぞれ公安委員会が定める。

3 次に掲げる者の任期は、第三条第二項本文の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までとする。

一 平成二十二年四月一日において現に協議会(福岡県西警察署協議会を除く。)の委員である者

二 平成二十二年四月一日以後最初に福岡県西警察署協議会の委員に委嘱される者

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県大牟田警察署	大牟田市	大牟田市
-----------	------	------

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十七号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 銃刀法第四条の第三項（銃刀法第七条の第三項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査申請手数料

第十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 銃刀法第五条の第五項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者 技能講習受講申請手数料

第十一条第一項に次の四号を加える。

十 銃刀法第九条の第十三第一項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者 年少射撃資格認定申請手数料

十一 銃刀法第九条の第十三第三項において準用する銃刀法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者 年少射撃資格認定証書換申請手数料

十二 銃刀法第九条の第十三第三項において準用する銃刀法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者 年少射撃資格認定証再交付申請手数料

十三 銃刀法第九条の第十四第一項の規定による年少射撃資格の認定のための講習を受けようとする者 年少射撃資格認定講習受講申請手数料

第十一条第二項の表一の項中「五、四〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

一の二 認知機能検査申請手数料	六五〇円
-----------------	------

第十一条第二項の表三の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

三の二 技能講習受講申請手数料	二、三〇〇円
-----------------	--------

第十一条第二項の表七の項中「五、八〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表八の項中「七、九〇〇円」を「八、九〇〇円」に改め、同表九の項中「七、九〇〇円」を「八、九〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

一の 年少射撃資格認定申請手数料	九、六〇〇円（当該資格認定を受けようとする者が福岡県において同時に他の資格認定を受けようとする場合における当該他の資格認定の場合にあっては、五、九〇〇円）
一の二 年少射撃資格認定証書換申請手数料	一、八〇〇円
一の三 年少射撃資格認定証再交付申請手数料	一、九〇〇円
一の四 年少射撃資格認定講習受講申請手数料	九、七〇〇円

附 則

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十八号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を

改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県迷惑行為防止条例

第一条中「公衆」を「県民及び滞在者」に、「県民生活の平穩」を「その平穩な生活」に改める。

第七条の見出し中「（ぐれん隊行為）」を削り、同条第一項を次のように改める。

何人も、公共の場所又は公共の乗物において、公衆に対し、暴力的性行をほめかして、言い掛かりをつけ、又はすこんではならない。

第七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、多数でうるつき、又はたむろして、公衆に対し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の威力を示し、進路に立ちふさがり、ならみつける等不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（嫌がらせ行為の禁止）
第八条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行つてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視その他の方法により把握していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけた、電子メールを送信し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的しゅつ恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的しゅつ恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の見出し及び二条を加える。

（罰則）

第十一条 第二条又は第六条から第八条までの規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三条から第五条まで、第九条又は第十条の規定のいずれかに違反した者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第十二条 常習として前条第一項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 常習として前条第二項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十九号

福岡県暴力団排除条例

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第六条 第十二条）

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十三条・第十四条）

第四章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第十五条 第十七条）

第五章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第十八条）

第六章 不動産の譲渡等をしよととする者の講ずべき措置等（第十九条・第二十条）

第七章 義務違反者に対する措置等（第二十一条 第二十三条）

第八章 雑則（第二十四条）

第九章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている福岡県の現状にかんがみ、福岡県からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

四 県民等 県民及び事業者をいう。

五 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団の排除は、県民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際を基本として、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（県の役割）

第四条 県は、県民等の協力を得るとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から福岡県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利用することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策等

(県の事務及び事業における措置)

第六条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(警察による保護措置)

第七条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官に警戒をさせるなど、当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第八条 県は、県民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(訴訟の援助)

第九条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、規則で定めるところにより、その訴訟に関する費用に充てる資金の貸付けを行うとともに、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うことができる。

(貸付金の償還等)

第十条 前条の規定による資金の貸付けを受けた者は、当該貸付けに係る訴訟が終了したときは、当該訴訟に係る請求の全部が棄却された場合を除き、その貸付金を償還しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、前条の規定による貸付金の償還金の支払を猶予し、又は当該貸付金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

(広報及び啓発)

第十一条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。

(市町村への協力)

第十二条 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十三条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く)。
(又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。))

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館

四 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館

五 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する公民館

六 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条第一項に規定する家庭裁判所

七 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第一条に規定する少年院又は同法第十六条に規定する少年鑑別所

八 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所

九 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつてその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(青少年に対する教育等のための措置)

第十四条 県は、学校(学校教育法第一条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))若しくは高等専門学校又は同法第二百

十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第四章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

(利益の供与等の禁止)

第十五条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。

二 暴力団の威力を利用したことに關し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に關し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その行う事業に關し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 事業者は、その行う事業に關し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第十六条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、その行う事業に關し、暴力団の威力を利用してはならない。

(取引の関係者の確認)

第十七条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

第五章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第十八条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第十五条第一項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第十五条第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

3 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第十五条第三項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者の責務)

第十九条 県内に所在する不動産（以下この章において単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる旨のすべてを定めるよう努めなければならない。

- 一 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所用に供してはならない旨
- 二 当該不動産が暴力団事務所用に供されていることが判明したときは、当該譲渡

等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨

4 前項第二号に規定する場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第二十條 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしよつとする者に對し、前條の規定の遵守に關し助言その他の措置を講じなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしよつとしている不動産が暴力団事務所のために供されることとなることを知つて、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第七章 義務違反者に対する措置等

(調査)

第二十一條 公安委員会は、第十五條第二項、第十八條第二項、第十九條第二項又は前條第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第二十二條 公安委員会は、第十五條第二項、第十八條第二項、第十九條第二項又は第二十條第二項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(事実の公表)

第二十三條 公安委員会は、第二十一條の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前條の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしよつとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八章 雜則

(委任)

第二十四條 この條例に定めるもののほか、この條例の施行に關し必要な事項は、規則、教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

第九章 罰則

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三條の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- 二 第十五條第一項の規定に違反して利益の供与をした者
- 三 第十八條第一項の規定に違反して利益の供与を受け、又はその指定した者に対して利益の供与をさせた者

2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十六條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この條において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前條第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

附則

この條例は、平成二十二年四月一日から施行する。